

新たな管理型産業廃棄物最終処分場施設整備専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は新たな管理型産業廃棄物最終処分場施設整備専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定める。

(目的及び所掌事務)

第2条 専門委員会は、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の構造、工法、維持管理、環境保全などに万全を期するため次の各号に掲げる事項について調査、検討、審査し、会議形式又は個別の委員により知事に助言することを目的とする。

- (1) 最新の技術・知見を踏まえた施設のあり方
- (2) 施設の安全及び事故防止対策
- (3) 施設の防災対策
- (4) 施設及び周辺的环境保全・公害防止対策
- (5) 具体的な施設整備方式・機種等の選定
- (6) その他施設整備に関し必要な事項

(委員)

第3条 専門委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。ただし、委員に欠員が生じたときは、知事は新たな委員を委嘱することができる。

- (1) 廃棄物処理・最終処分に関する学識経験者
- (2) 地盤に関する学識経験者
- (3) コンクリート工学に関する学識経験者
- (4) 環境保全に関する学識経験者
- (5) 廃棄物処理行政の実務担当者
- (6) その他前条各号に掲げる事項を達成する上で知事が必要と認める者

(委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によって決める。

- 2 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 専門委員会の会議は、知事が招集し、会議の議長は、委員長がこれに当たる。

- 2 会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する審議は、非公開とし、その都度、専門委員会において決定する。

- (1) 会議において、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第6条第1項第1号から第7号までに規定する情報に該当する事項について審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、県が公表した情報については、この限りではない。

(意見の聴取及び資料の提出)

第7条 専門委員会及び委員は、目的を遂行するために必要がある時は、関係者に対して資料の提出、説明、意見聴取、調査、その他必要な事項について協力を求めることができる。

(費用弁償等)

第8条 専門委員会の委員に対し、会議への出席、知事に対する助言等にかかる費用について、旅費、報償費等を支給する。

(庶務)

第9条 専門委員会の庶務は、林業振興・環境部環境対策課において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会で協議のうえ別に定める。

附則

この要綱は、令和元年10月29日から施行する。